

資料編

朝霞市立地適正化計画策定過程

令和4（2022）年

開催日	会議名	内容
1月24日	第1回庁内検討委員会	(1) 立地適正化計画策定の背景とねらい (2) 今後の庁内検討委員会の進め方 (3) 都市拠点の形成に向けた支援制度活用 (4) 都市拠点（朝霞駅及び朝霞台・北朝霞駅）における取組有無の照会について
2月10日	第2回庁内検討委員会	(1) 都市構造上の現状と課題 (2) 防災上の現状と課題 (3) 目指すべき都市の骨格構造・誘導方針
4月28日	第3回庁内検討委員会	(1) 第2回庁内検討委員会での意見への対応方針 (2) まちづくりの方針（ターゲット）の検討 (3) 目指すべき都市の骨格構造と施策・誘導方針（ストーリー）の検討 (4) 都市機能誘導区域と誘導施設の設定方針 (5) 居住誘導区域の設定方針 (6) 都市再生整備計画の作成に向けて
5月23日	第1回都市計画審議会	議案第1号 立地適正化計画の策定について
7月15日	第4回庁内検討委員会	(1) 令和4年度第1回都市計画審議会での意見聴取結果について (2) 第3回庁内検討委員会での意見への対応方針について (3) 誘導施設・誘導区域等の検討について (4) 誘導施策の検討について (5) 防災指針の検討について
8月10日	都市計画審議会勉強会	(1) 立地適正化計画の策定について 意見交換
8月26日	第3回都市計画審議会	議案第1号 立地適正化計画の策定について
12月7日	第5回庁内検討委員会	(1) 令和4年度第3回都市計画審議会での意見聴取結果について (2) 第4回庁内検討委員会での意見への対応方針について (3) 立地適正化計画（素案）について
12月21日	第4回都市計画審議会	議案第2号 立地適正化計画の策定について
12月23日	住民説明会（朝霞市役所）	朝霞市立地適正化計画（素案）についての動画放映、パネル展示、質疑応答



開催日	会議名	内容
12月23日 ～1月23日	パブリック・コメント	朝霞市立地適正化計画（素案）について意見募集
12月25日	住民説明会（産業文化センター）	朝霞市立地適正化計画（素案）についての動画放映、パネル展示、質疑応答

令和5（2023）年

開催日	会議名	内容
1月30日	第5回都市計画審議会	議案第1号 立地適正化計画の策定について



朝霞市都市計画審議会条例

昭和44年10月1日条例第27号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、朝霞市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱又は任命する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。



(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 従前の朝霞市都市計画審議会条例（昭和30年朝霞市条例第27号）は、廃止する。

附 則（昭和50年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第29号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



都市計画審議会委員名簿

市の議会の議員	須田 義博
	田原 亮
	原田 公成
	駒牧 容子
	田辺 淳
学識経験を有する者	鈴木 龍久【会長】
	川端 登【職務代理者】
	高橋 隆
	松村 隆
	大橋 純
関係行政機関の職員	木村 暢宏
	北島 隆孝 (～R4 (2022) .9.15)
	佐々木知則 (R4 (2022) .9.15～)
公募による市民又は公募委員候補者名簿に 掲載された市民	岡田 一成
	宮崎葉瑠花
専門委員	小嶋 文 (埼玉大学)
	須永 大介 (中央大学)



朝霞市立地適正化計画庁内検討委員会設置要綱

令和3年12月8日要綱第110号

(設置)

第1条 朝霞市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に必要な事項を検討するため、朝霞市立地適正化計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 立地適正化計画の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は都市建設部長をもって充て、副委員長は委員長の指名によってこれを定める。
- 3 委員は、別表に掲げる職をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の施行の日から立地適正化計画の策定が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名した職員を会議に出席させることができる。
- 4 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(報告)

第7条 委員長は、立地適正化計画に係る検討結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



附 則

この要綱は、令和3年12月13日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職	職 名
委 員	市長公室次長
	総務部次長
	市民環境部次長
	福祉部次長
	こども・健康部次長
	上下水道部次長
	学校教育部次長
	生涯学習部次長
	危機管理室長
	まちづくり推進課長
	開発建築課長
	みどり公園課長
	道路整備課長



庁内検討委員会委員

委員	都市建設部長【委員長】
	開発建築課長【副委員長】
	市長公室次長
	総務部次長
	市民環境部次長
	福祉部次長
	こども・健康部次長
	上下水道部次長
	学校教育部次長
	生涯学習部次長
	危機管理室長
	まちづくり推進課長
	みどり公園課長
	道路整備課長
専門員	小嶋 文 (埼玉大学)
	須永 大介 (中央大学)

朝霞市立地適正化計画

(令和5(2023)年3月発行)

発行 朝霞市

編集 朝霞市都市建設部まちづくり推進課

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町 1-1-1

電話 048-463-1111 (代表)

URL <https://www.city.asaka.lg.jp>

